

流山市ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、流山市ホームページへの広告掲載の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準及び種類)

第2条 広告掲載の基準は、流山市印刷物等有料広告掲載要綱第4条の規定に定めるものとし、種類はバナー広告とする。

(広告の掲載位置及び掲載順序)

第3条 広告の掲載位置及び掲載順序は、市が指定した場所とする。

(広告枠数、掲載規格及び掲載料)

第4条 広告枠数、掲載規格及び掲載料は、別表第1のとおりとする。

(広告掲載の募集)

第5条 広告掲載の募集は、流山市ホームページ及び広報ながれやま等により行うものとする。

2 当該年度中、掲載広告欄に空きがある場合には、随時広告を募集する。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告を掲載しようとする者は、流山市ホームページバナー広告掲載申込書(別記第1号様式)及び関係する書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第7条 市長は、前条の申込みを受理したときは、審査のうえ広告掲載の可否を決定する。この場合において、広告の申込みが当該広告掲載件数を超えた場合は、次の各号の優先順位で広告掲載を決定することとし、優先順位で決定できない場合は抽選とする。

(1) 市内に事業所を有する公共的性格のある企業等

(2) 前号以外で、市内に事業所を有する企業等

(3) 市内に事業所を有しない公共的性格のある企業等

(4) その他の企業等

2 前項の規定に基づき、広告掲載の決定をしたとき、もしくは不掲載の決定をしたときには、流山市ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書(別記第2号様式)により申込者に通知する。

(広告掲載料の納付)

第8条 広告掲載の決定を受けた申込者は、市が指定する期日までに広告掲載料を一括納入しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 広告原稿は、市が指定する方法により申込者の負担で作成し、市が指定する期日までに申込者が提出するものとする。

(広告の掲載期間)

第10条 広告の掲載期間は、月の初日から末日までの1月を単位とし、連続して掲載が可能な期間は、広告の掲載を開始した月から当該月の属する年度の末月までとする。

(広告内容の責任)

第11条 広告の内容に関する責任は、申込者が負うものとする。

(広告掲載決定の取消し)

第12条 市長は、次の場合は、広告の掲載決定を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに原稿を提出しなかった場合

(2) 申込者若しくは広告主又は広告内容が不相当と判明した場合

(広告掲載の一時中止)

第13条 市長は、広告掲載期間中に次の各号のいずれかに該当することが生じたときは、申込者が適切な措置を講じるまでの間、広告掲載を中止することができる。

(1) 申込者が広告からのリンクを指定したサイトが存在しなくなったとき

(2) 申込者が広告からのリンクを指定したサイトに、流山市印刷物等有料広告掲載要綱第4条に定める内容が存在したとき

(3) 申込者が広告からのリンクを指定したサイトに、流山市印刷物等有料広告掲載要綱第4条に定める内容を含むサイトへのリンクが存在したとき

(4) 申込者が広告からのリンクを指定したサイトに申込者の管理が及ばなくなったとき

(免責事項)

第14条 申込者は、以下の事由により広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、広告掲載中止による広告料の返還、損害の補償等を請求しないこととする。

- (1) 流山市のサーバー、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等のための停止
 - (2) 火災及び地震、水害、落雷等の天災、悪意を持つ第三者によるサーバー・コンピュータへの不正アクセス、通信回線等の事故・障害による停止
- (広告掲載の取下げ)

第15条 申込者は、自己の都合により広告を掲載する必要がなくなったときは、広告掲載を取り下げることができる。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、流山市ホームページバナー広告掲載取下げ申出書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(広告の削除)

第16条 市長は、申込者又は広告主が次の各号のいずれかに該当した場合、何らの催告なしに流山市ホームページから広告掲載申込みのあった広告を削除することができる。

- (1) 破産、民事再生、会社更生、会社整理または特別清算の申立てを行ったとき
- (2) 解散、営業停止状態となったとき
- (3) 申込者又は広告主の信用状態に重大な変化が生じたとき
- (4) 申込者又は広告主が業務運営について行政機関から注意または勧告を受けたとき
- (5) 流山市ホームページに掲載することがふさわしくない広告と市長が判断したとき
- (6) その他各号に準ずる事由があると市長が判断したとき

(広告掲載料の返還)

第17条 広告掲載が決定した後、第14条の免責事項に該当する事由を除き、ホームページを閉鎖した時間があるときは、広告掲載料を返還する。

- 2 前項の閉鎖した時間は別表第2により日数換算し、1月を30日として閉鎖された日数分を日割り計算して広告掲載料を返還する。この場合において、その金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

3 第1項に規定する事由に該当する場合を除き、既に納付した広告掲載料は返還しない。ただし、既に納付した広告掲載料が、第15条第2項に規定する流山市ホームページバナー広告掲載取下げ申出書を受理した日の属する月の翌月以降の分である場合に限り、返還することができる。

(委任)

第18条 この要領に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成16年3月1日から施行する。

この要領は、平成17年3月16日から施行する。

この要領は、平成17年9月7日から施行する。

この要領は、平成20年2月7日から施行する。

この要領は、平成24年6月6日から施行する。

この要領は、平成25年2月1日から施行する。

この要領は、令和2年5月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

この要領は、令和5年12月19日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

1. 広告枠数

広告枠数は、その都度、掲載するページのデザイン等を考慮し市が決定する。

2. 掲載規格及び掲載料

規格（1 枠につき）	料金（税込み）/月
天地 60 ピクセル 左右 150 ピクセル 4 KB 以内 G I F 8 9 a 形式 文字は背景と 4.5 対 1 以上のコントラスト比を持たせること	20,000 円

別表第 2（第 17 条関係）

閉鎖した時間	還付する日数
連続して 3 時間以上 24 時間以内	1 日
連続して 24 時間を超え 48 時間以内	2 日
連続して 48 時間を超え 72 時間以内	3 日
連続して 72 時間を超え 96 時間以内	4 日
連続して 96 時間を超えたとき	閉鎖した時間を 24 時間で除して得た日数 + 1 日

別記第1号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）流山市長

申込者住所

団体名

役職・氏名

TEL ()

（団体にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者等の氏名を記入してください。）

流山市ホームページバナー広告掲載申込書

流山市ホームページ広告掲載取扱要領の内容を承諾し、下記のとおり流山市ホームページに広告を掲載したいので申込みます。

記

掲載希望期間	年 月 日から カ月
広告内容	
掲載希望枠	_____ 枠 ※1枠の大きさは、天地60ピクセル左右150ピクセルです。
業 種	
添付書類	(会社案内パンフレット等)
広告原稿	入稿媒体 ()

チェックリスト

（該当する場合は左の□にチェックしてください。）

- 広告の内容は、流山市印刷物等有料広告掲載要綱第4条各号のいずれにも該当しません。
- 申込者（広告主も含む。）は流山市暴力団排除条例（平成24年流山市条例第25号）第2条第3号の暴力団員等又は同条例第9条第1項の暴力団密接関係者のいずれにも該当しません。

別記第2号様式（第7条関係）

流 第 号
年 月 日

様

流山市長 井崎 義治

流山市ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書

年 月 日付で、申込みのあった流山市ホームページバナー広告の掲載について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載します <input type="checkbox"/> 掲載しません 理由
掲載枠数	枠 (1枠 天地60ピクセル・左右150ピクセル)
掲載期間	年 月 日から カ月
原稿提出期日	年 月 日
掲載料	円 (円 × 枠 × カ月) 広告掲載料の納入は 年 月 日までに同封の 納入通知書により、指定の場所でお支払ください。

別記第3号様式（第15条関係）

年 月 日

（宛先）流山市長

申込者住所

団体名

役職・氏名

TEL ()

メールアドレス @

（団体にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者等の氏名を記入してください。）

流山市ホームページバナー広告掲載取下げ申出書

年 月 日付で、申込みのあつた流山市ホームページバナー広告については、流山市ホームページ広告掲載取扱要領第15条の規定により、次のとおり取り下げを申し出ます。

記

広告掲載取下げ日	年 月 日
担当者名	